

第4回

(令和8年4月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年4月10日（金）午前9時30分から午前10時15分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第11号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第12号案 農用地利用集積等促進計画について
議第13号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
 - 7 会議の概要
- 議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、2番・3番委員をお願いします。
- 議長 諸事報告がありましたらお願いします。無いようですので、議第11号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第11号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議長 調査番号1番について4番委員から調査報告をします。
- 4番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。賃借人は廃品業を営んでおられて、今回、農業に新規参入されます。経営内容について報告します。従業員3人、経営面積は今回始められますので、0になります。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：1kmです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：賃借料は10a当り15,000円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（借地農地の利用計画）：サツマイモを作付け予定です。

9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積は177aで、全て田で水稻を作付けされています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：10km、20分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10a当り60万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、8番委員から調査報告をお願いします。

8番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。使用借人は農業委員会だよりも掲載されていた新規就農者になります。使用借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）です。現在の経営面積は0aになります。奥さんの祖父と一緒に農業をされています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：6km、10分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：使用貸借ですので0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他を奥さんの祖父から借りて農業経営をされます。3連棟のイチゴハウスを建設される予定です。8番（取得農地の利用計画）：イチゴ・水稻・WCSを作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上をお願いします。

2番 調査番号3番について、人手は足りるのだろうか？

8番 奥さんの祖父と一緒にされていますし、今後は奥さんもされます。

議長 他にございませんか。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）

全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第12号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第12号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が7件、利用権設定が29件となっておりますが、所有者死亡に伴い2件は取り下げとなりました。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1番～29番適格の報告あり。うち2件は取り下げ）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。次に議第13号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第13号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番について、西地区から調査報告をお願いします。

1番 調査番号1番について、西地区を代表して1番委員から調査報告します。

（調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。4月7日午後1時から西地区委員全員で現地調査を行いました。現地は国道沿いで、風月のある場所になります。アスファルト舗装もされており、到底、農地になることはありませんので、協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議長 次に調査番号2番について一武地区から調査報告をお願いします。

6番 調査番号2番について、一武地区を代表して6番委員から調査報告します。

（調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。4月3日に一武地区委員4人で現地調査を行いました。まず、火口出3471ですが、錦南部農道から入ったところにあり、周りは竹林となって沼地のようになっていることから、耕作には不向きと判断しました。他の3筆は、写真のとおり竹林となっていることから、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。

8番 調査番号1番について、違反転用ではないのか。

事務局 地図を見ていただき、隣の筆については、建設当時に転用申請が出されているため、なんらかの事情で漏れていたようです。悪意があった訳では無いと判断し、非農地での処理で進めさせていただいた。

議長 他に質問はありませんか。質問も無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを

議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はありませんか。それでは、これをもちまして4月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

令和8年度主要会議等予定について

研修旅行について（佐賀県遊水地視察）

錦町資材価格高騰対策支援に対する要望書について（全員賛成であり、町長・議長
に対し要望書を提出するよう決定）

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年4月10日

農業委員会会長

2 番 農 業 委 員

3 番 農 業 委 員
